

住みよい豊かな小田原市の建設に 果たそう市民のつとめ



発行
小田原市
選挙管理委員会
小田原市公明選挙
運動推進委員会
小田原市幸1-900
電話 41111番
印刷
株式会社 文進堂印刷

市長選挙 の開票

2月8日

午前8時から

小田原市
体育館

私たちが選ぶ市長

投票日は二月七日です

朝七時～夕方六時

私たち市民の代表をきめる市長選挙が、二月七日(日)午前七時から午後六時まで市内三十五の投票所で行なわれます。今回の市長選挙は、現市長の任期満了によるものであり、私たち市民にとつて身近なそして一番大切な選挙です。棄権は市政に参与する権利の放棄であり、明日からの自分の生活、ひいては小田原市今後の発展に大きな影響をおよぼします。あくまでも義理や人情を排して住みよい豊かな小田原市の建設のため、自分の意志できめた立派な人を市長に選びましょう。

補充選挙人名簿の登録申請

1月27日～30日の4日間

市長選挙の日程

- 1月26日 補充選挙人名簿調製現在期日
- 1月27日 選挙期日告示、立候補届出開始、不在者投票開始、補充選挙人名簿登録申請受付開始
- 1月29日 個人演説会開始
- 1月30日 立候補届出最終日、補充選挙人名簿登録申請最終日
- 2月3日 補充選挙人名簿確定日
- 2月4日 選挙立会人届出最終日
- 2月6日 不在者投票最終日、入場券配布完了
- 2月7日 投票日 午前7時から午後6時まで 投票場所35カ所
- 2月8日 開票 午前8時から小田原市体育館
- 2月8日 開票 午前8時から小田原市体育館
- 2月8日 開票 午前8時から小田原市体育館
- 2月8日 開票 午前8時から小田原市体育館
- 2月18日 市長任期の起算

市の選挙管理委員会では昨年九月十五日現在でつくった基本選挙人名簿から、つた方やその後新たに選挙権を得た方々のために、一月二十六日現在で補充選挙人名簿をつくり出すので、次の方々は一月二十七日か

登録申請できる人

- ① 昭和二十年一月二十七日までに生まれた方
 - ② 昭和三十九年十月二十六日以前から小田原市内に住んでいる方
- 基本選挙人名簿から離れた方はぜひご覧ください。もし名前などが違っていたときは、この日のうちに異議を申し出てください。
- なお、この補充名簿の登録申請の期間中に基本選挙人名簿をお見せいたします。お見せする時間は、いずれも午前八時三十分から午後五時までです。

旅行中や字の書けない人でも

投票ができます

選挙権があつても投票の当日やむを得ない用務のため旅行等で投票所へ行けない人には、不在者投票の制度があります。また投票所へ行つても手が不自由のため、あるいは文盲で字が書けない人のために代理投票、目の見えな

不在者投票

次のような場合で投票日午前八時三十分から午後五時までに限り不在者投票ができますので、入場券、印票、証明書(勤務先の長

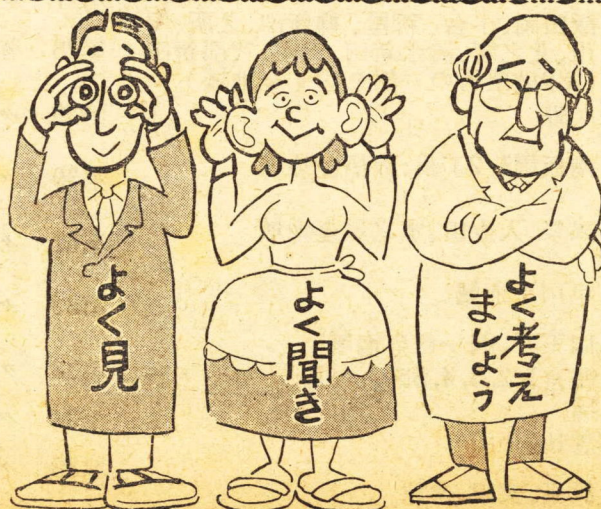
- ① 船乗りで海に出かけたり、役所や会社の仕事で出張する場合
- ② 新婚旅行に行く場合
- ③ 旅行同好会が積立金で旅行する場合
- ④ 法事、看病等で市外に出かける場合
- ⑤ 会社(事業所)のレクリエーションで旅行する場合(家族も含まれます)

点字投票

目の見えない方は、投票所で係員にそのことを申し出てください。

代理投票

手が不自由であったり、文盲のため字が書けない方は、投票所でその旨を申し出れば、係員があなたの指名する候補者の氏名を投票用紙に書いてくれます。係員が書いた候補者の氏名を他人にもらせば、係員は重い処罰を受けることとなりますので、ご安心ください。



市政を行なうのは、わたしたちが自分で選挙した代表者です。立派な代表者を選びましょう。

えは森吉正照氏

- ⑥ 商店会のくじに当たり、招待旅行に出かける場合
- ⑦ 農協、連合会等の企画で組合員が先遣地に視察旅行する場合
- ⑧ その他やむを得ない事情で市外に旅行したり、他の土地に滞在している場合
- ⑨ 県の選挙管理委員会が指定する病院に入院中の場合(※この場合は病院で投票できます。小田原市内の指定病院は同愛会小沢病院、間中病院、小林病院、小田原市立病院、林病院、医療法人清照会、国府津病院、財団法人積善会我病院、国立箱根療養所、大蔵省印刷局小田原病院)

以上のほか、前記指定病院入院

公明選挙で伸びゆく市政

情実を排し立派な人を 生かそう貴重な一票

二月七日の選挙で選ばれた市長さんは、今後四年間にわたり、私たちの住んでおられる小田原市を代表する人であり、市議会に議案を提出したり、市議会で議決された予算や条例を実行するほか、市の財産も管理します。

また国から委託された戸籍、厚生及び保健衛生その他市民生活に関係深い、いろいろの仕事をする人です。

この意味あいからこんどの市長選挙は、市勢の発展や市民生活に大きな影響をおよぼすことはいまでもありません。

従って、私たちを代表して市政を行なう人を選ぶ選挙であるので義理に負け、人情にひかれなくて自分の信ずる候補者に大切な一票を投票いたしましょう。

どんな人が市長になってもかまわないという考えでは、市政は私たちの希望に反する方向に進んでしまうおそれがあります。

そこで私たちは、情実を排し、あくまでも公明選挙で立派な市長さんを選ぶようではありませんか。

それには一月二十七日から二月六日までの間に行なわれる立会、街頭、個人各演説会で、候補者の市政に対する考え方をよく聞き、共に次のような禁止事項を知っておいて、これらのさそいにのらないよう十分注意することが大切です。

戸別訪問

選挙運動のための戸別訪問は、禁止されています。戸別訪問は家庭だけでなく、会社、工場を訪れ個別面接することもいけないし、各戸を訪ねるつもりで一人だけ訪ねてもやはり戸別訪問になります。

買収供応

選挙運動のために買収したり、ごちそうをしたり、されたりすること、候補者についてデマを飛ばしたり候補者や運動員、選挙人などをおどかしたりすることあるいは演説会などを妨害したり、選挙用のポスターを破いたりして選挙の自由をさまたげると処罰されます。

入場券をもつて 気軽投票所へ

投票は極めて簡単です。おつとめの行き帰りや、野良へお出かけの途中にお寄りになつてもよく、子供づれでおいでになつても結構です。

投票時間は、朝七時から夕方六時までです。この時間内であなただけの都合のよい時間に入場券を持って気軽投票所へお出かけください。入場券にはあなたが投票する会場名が書いてあります。なお、入場券は、一月二十二日から二十八日ごろまでの間に市の職員が各権者のお手もとにお届けします。もし届かなかつ

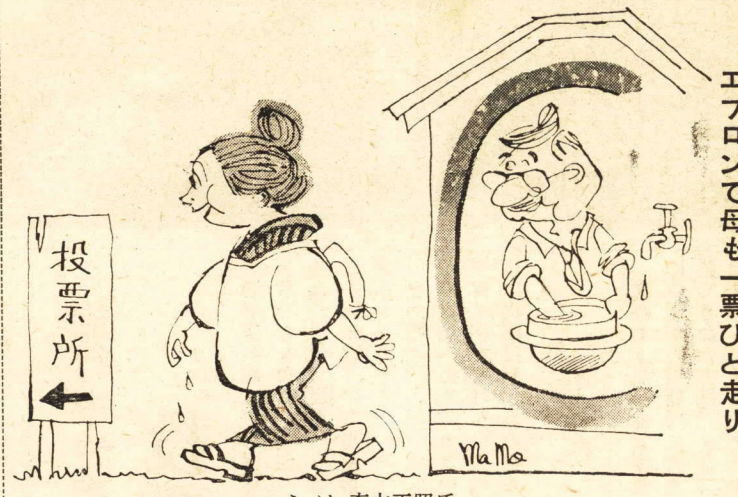
投票用紙の書き方

あなたが投票する一票は、市政と家庭を結ぶ大切な一票です。

せつかくの投票が無効と

公明選挙参加者の門標を
かけましょう

小田原市公明選挙
運動推進委員会



エプロンで母も一票ひと走り

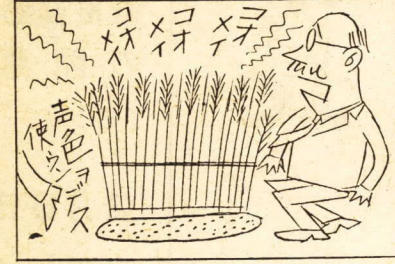
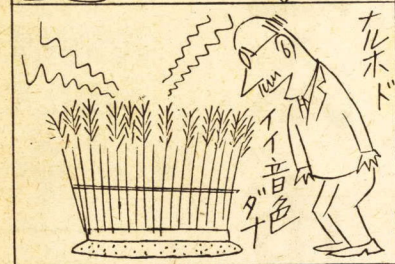
えは 森吉正照氏

投票所一覽表

投票区	投票所名	投票区域	投票区	投票所名	投票区域
第1投票区	城内小学校講堂	緑1,2,3,4丁目、新玉3,4丁目の一部	第20投票区	中央公民館	大友、永塚、高田、千代、別堀、延清
第2	新玉	新玉1,2,3,4丁目、緑2丁目の一部	第21	中府公民館	曾我原、曾我岸、曾我谷津
第3	宝安寺	万年1,2,3,4丁目、新玉1丁目の一部	第22	中下曾我別所公民館	別所
第4	小田原市体育館	幸1,2,3,4丁目、新玉3丁目及び十字3,4丁目の一部	第23	小田原市役所	国府津無番地~2927番地
第5	文武館	十字1,2,3,4丁目	第24	小国府津支所	田島1~60番地
第6	町田小学校教室	中島、町田、今井全地域	第25	安楽院	国府津1082~2823番地
第7	芦子	荻窪、池上全地域	第26	田島公民館	田島77~161番地
第8	谷津公民館	谷津全地域	第27	田島公民館	国府津2198~2199番地
第9	白山中学校講堂	井細田、多古、久野(川端、辻、宮下、坂下)の一部	第28	田島公民館	田島421~1503番地
第10	螢田集会所	蓮正寺全地域	第29	大見宝寺	酒匂5,6,7,8,10区
第11	富水小学校教室	飯田岡、小台、新屋、柳新田、久所、府川、北之窪、清水新田、穴部、穴部新田(第9投票所の一部を除く全地域)	第30	大三見宝寺	小八幡2,3,4,5,6,7,8区
第12	久野公民館	久野	第31	石橋	石橋
第13	小田原市役所	南板橋1,2丁目、板橋全地域	第32	米神	米神
第14	大窪農業協同組合	風祭、入生田、水之尾全地域	第33	根府川	根府川
第15	小田原市役所	早川全地域	第34	江之浦	江之浦
第16	山王小学校教室	山王原、網一色全地域	第35	上曾我、曾我大沢、鬼柳、下大井	上曾我、曾我大沢、鬼柳、下大井
第17	中央公民館	鴨宮1,2,3,4,5区、矢作、上・中・下新田		中曾根、堀之内、栢山(明治製菓社宅、市営柳町住宅)	中曾根、堀之内、栢山(明治製菓社宅、市営柳町住宅)
第18	桜井小学校講堂	曾比、栢山		下堀、中里、酒匂11区	下堀、中里、酒匂11区
第19	中央公民館	飯泉、成田、桑原		酒匂1,2,3,4,9,12区、小八幡1区	酒匂1,2,3,4,9,12区、小八幡1区

公明虫

アヤタ・クニオ



選挙運動が
できない人
裁判官、検察官、公安委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員、国家公務員、地方公務員、公社・公団の役員及び教育者、未成年者(単純労働は認められる)、選挙犯罪により選挙権被選挙権がない者